

2019年5月7日 全13頁

今さら聞けない個人情報保護法のQ & A④

個人情報保護法と海外の個人や企業との関係は？（GDPR との関係は？）

金融調査部 研究員
藤野 大輝

[要約]

- ここもと、個人情報の保護に関する制度改正が、国内外で相次いでいる。わが国では、2015年9月に個人情報保護法が改正され、2017年5月30日から全面施行されている。個人の医療情報に関しては、別途、次世代医療基盤法が2017年5月に公布され、2018年5月11日から施行されている。海外ではEUでGDPR(EU一般データ保護規則)が2018年5月25日から施行されている。
- 本シリーズでは、改正された個人情報保護法に関する基本的な事項をQ & A形式で紹介する。
- 今回は、外国に住む外国人の情報も個人情報に当たるのか、外国にある第三者に個人データを移転できるか、個人情報保護法とEU一般データ保護規則(GDPR)の違い等について取り上げる。

【目次】

- Q 1 : 外国に住む外国人の情報も個人情報に当たるの？
- Q 2 : 外国にある事業者も個人情報保護法の対象になるの？
- Q 3 : 外国にある第三者には個人データを自由に提供してもいいの？
- Q 4 : 外国にある第三者に個人データを提供したときも記録義務はあるの？
- Q 5 : 外国にある第三者がさらにデータの再移転をした場合の扱いは？
- Q 6 : GDPR と個人情報保護法の違いや関係は？

はじめに

企業のグローバル化と情報技術の発達に伴い、個人データは国境を越えて、グローバルに取引されるようになってきている。こうした潮流に対し、各国は個人のデータを保護するとともに、制度に基づいた個人データの国境を越えた流通の仕組みの構築を図っている。

わが国でも、2019年1月23日にEUとの間で充分性認定が発効し、日EU間での個人データの域外移転が、標準データ保護条項等なしで行うことができるようになった¹。

また、一定の国の間で国境を越えたデータ流通を可能とする「データ流通圏」をわが国が主導して構築することが目指されている。

今後もさらにこうした流れは加速していき、個人データを海外の事業者、もしくは国外子会社等とやり取りすることが増えていくことと思われる。

本稿では、外国人の個人情報の扱いや外国にある事業者との間の個人データのやり取りについて、個人情報保護法がどのように適用されるのかについて整理する。

Q 1 : 外国に住む外国人の情報も個人情報に当たるの？

A 1 : 居住地や国籍にかかわらず、個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報は、個人情報保護法の保護の対象となる。

個人情報の定義²は、「生きている個人に関する情報であって、その情報単体もしくは他の情報との組み合わせで特定の個人を特定できる情報、もしくは個人識別符号が含まれる情報」である。

この定義において個人の居住地や国籍についての規定はなく、個人情報保護法の規制対象である個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報は、個人情報保護法の保護の対象となる。

例えば、日本国内の個人情報取扱事業者が、外国に住む外国人の個人情報を取得・利用・提供などをする場合には、個人情報保護法にのっとりた取扱いをする必要があると考えられる。

¹ 詳細は以下のレポートを参照。

藤野大輝「日本とEUの間で充分性認定が発効」(2019年2月1日、大和総研レポート)

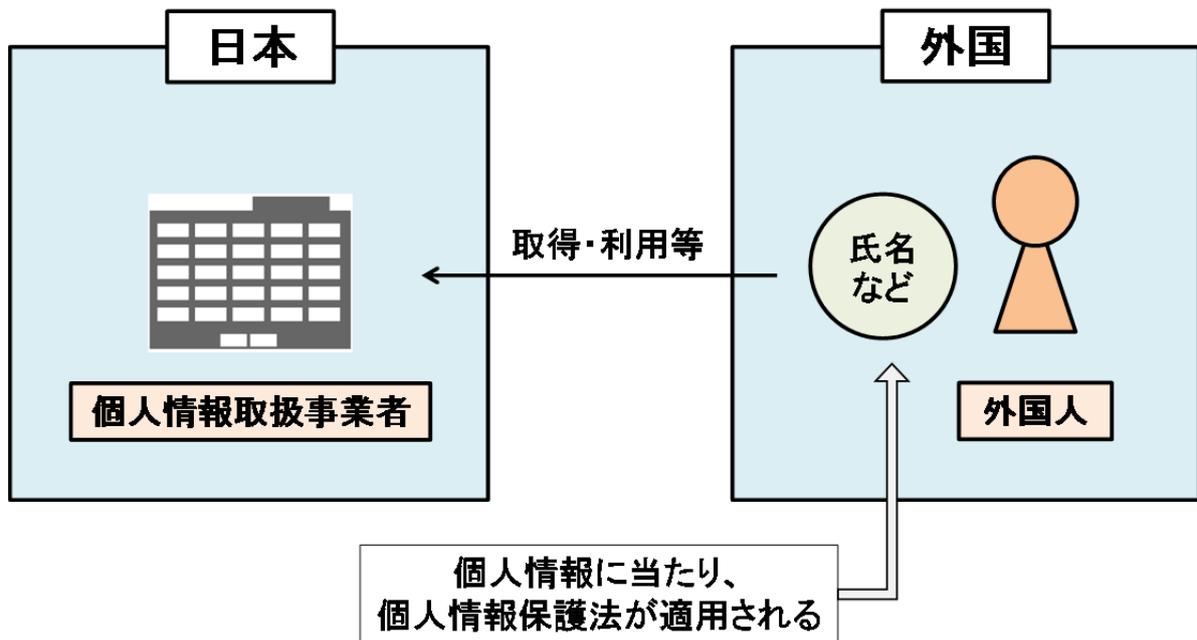
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190201_020609.html

² 詳細は以下のレポートを参照。

藤野大輝「今さら聞けない個人情報保護法のQ&A①」(2018年8月27日、大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180827_020289.html

図表 1 個人情報に該当する外国人の情報



(出所) 法令より大和総研作成

上記Q 1 と図表 1 は外国に住む外国人の個人情報を、日本国内の個人情報取扱事業者が扱う場合についての規定である。

これに対してQ 2～Q 5 は、外国にある個人情報取扱事業者が日本国内の個人の情報を取り扱う、もしくは提供される場合の扱いについての規定であり、個人情報の流通の方向が「外国→日本」から、「日本→外国」と逆になっている点には留意が必要である。

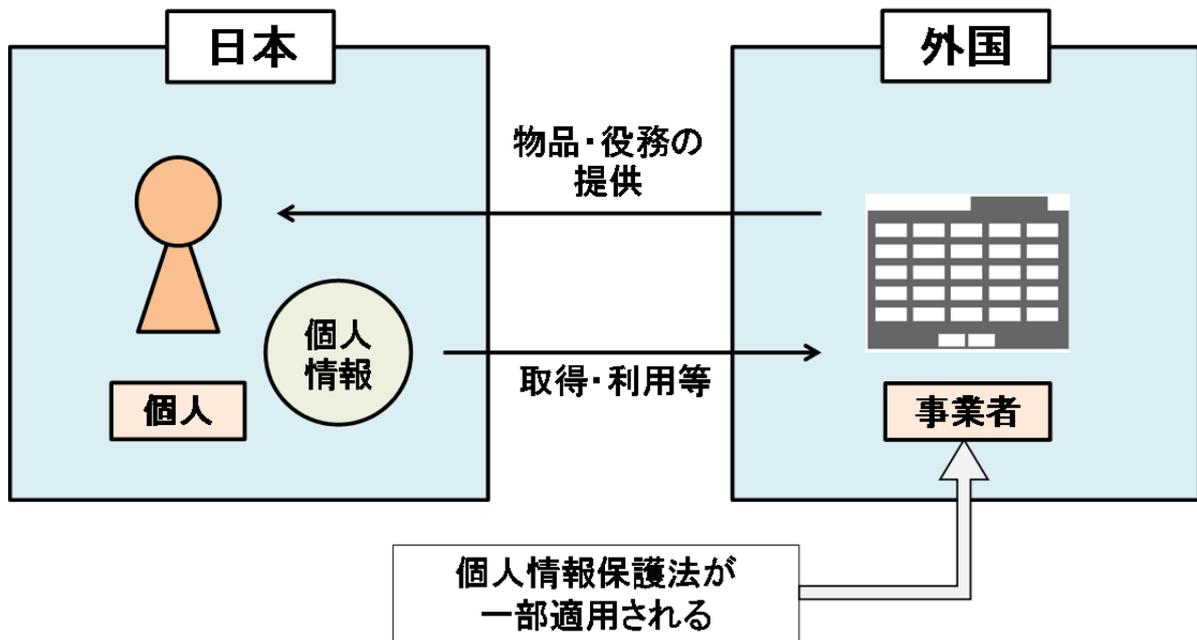
Q 2 : 外国にある事業者も個人情報保護法の対象になるの？

A 2 : 日本国内にある者に対して物品や役務の提供を行い、その提供に関連して日本国内にある者本人から個人情報を取得し、取り扱う場合は、外国にある事業者も個人情報保護法の対象となる（ただし、一部の規定については適用が除外される）。

外国にある事業者であっても、日本国内にある者に対して商品・サービスを提供することに伴い、本人から個人情報を取得し、取り扱う場合は、個人情報保護法の対象となる（域外適用）。

例えば、外国の宿泊施設が、宿泊の予約を直接受けるために、日本国内にある者から直接個人情報を取得し、宿泊サービスを提供する場合は、個人情報保護法の対象となる。一方、外国の宿泊施設が、日本国内の旅行会社から宿泊者の個人情報を提供される場合は、当該外国の宿泊施設は個人情報を本人から取得していないため、個人情報保護法の対象とはならない。

図表 2 外国にある事業者への個人情報保護法の適用



(出所) 法令より大和総研作成

また、外国にある事業者が個人情報保護法の対象になる場合であっても、一部の規定については適用が除外される。監督に関する条項の大部分等、図表 3 に示す規定のほかにも適用が除外される規定はあるが、過去のシリーズレポートで紹介してきた個人情報の取得・利用・第三者提供に関する規定については、図表 3 以外に示すもの以外は基本的には適用される。

適用されない規定として、例えば、個人情報保護法第 26 条の第三者から個人データの提供を受ける際の確認・記録義務が挙げられる。これは、先述の通り、外国にある事業者については、個人情報保護法の適用対象となる場合は「日本国内にある者に対して商品・サービスを提供することに伴い、その者本人から個人情報を取得し、取り扱う場合」を想定しており、第三者提供を受けることを想定していないため、適用対象外としている。

図表 3 外国にある事業者に対して適用されない個人情報保護法の規定（一部）

個人情報保護法	内容	シリーズレポート 該当箇所
第26条	第三者から個人データの提供を受ける際の確認・記録義務	③Q-4
第37条	匿名加工情報の第三者提供時の公表・明示義務	③Q-5
第38条	匿名加工情報の識別行為の禁止	②Q-6
第39条	匿名加工情報取扱事業者の安全管理措置に関する努力義務	②Q-6

(注 1) シリーズレポートについては、以下を参照。

藤野大輝「今さら聞けない個人情報保護法の Q & A ②」(2018 年 11 月 8 日、大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181108_020429.html

藤野大輝「今さら聞けない個人情報保護法の Q & A ③」(2019 年 1 月 8 日、大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190108_020567.html

(注 2) 第 17 条 (不正取得の禁止) や第 18 条 (直接書面等による取得の際の義務) の規定については、適用されると明記されていないが、個人情報の取得行為の重要部分は国内において行われることから、適用されるものと解される (個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」より)。

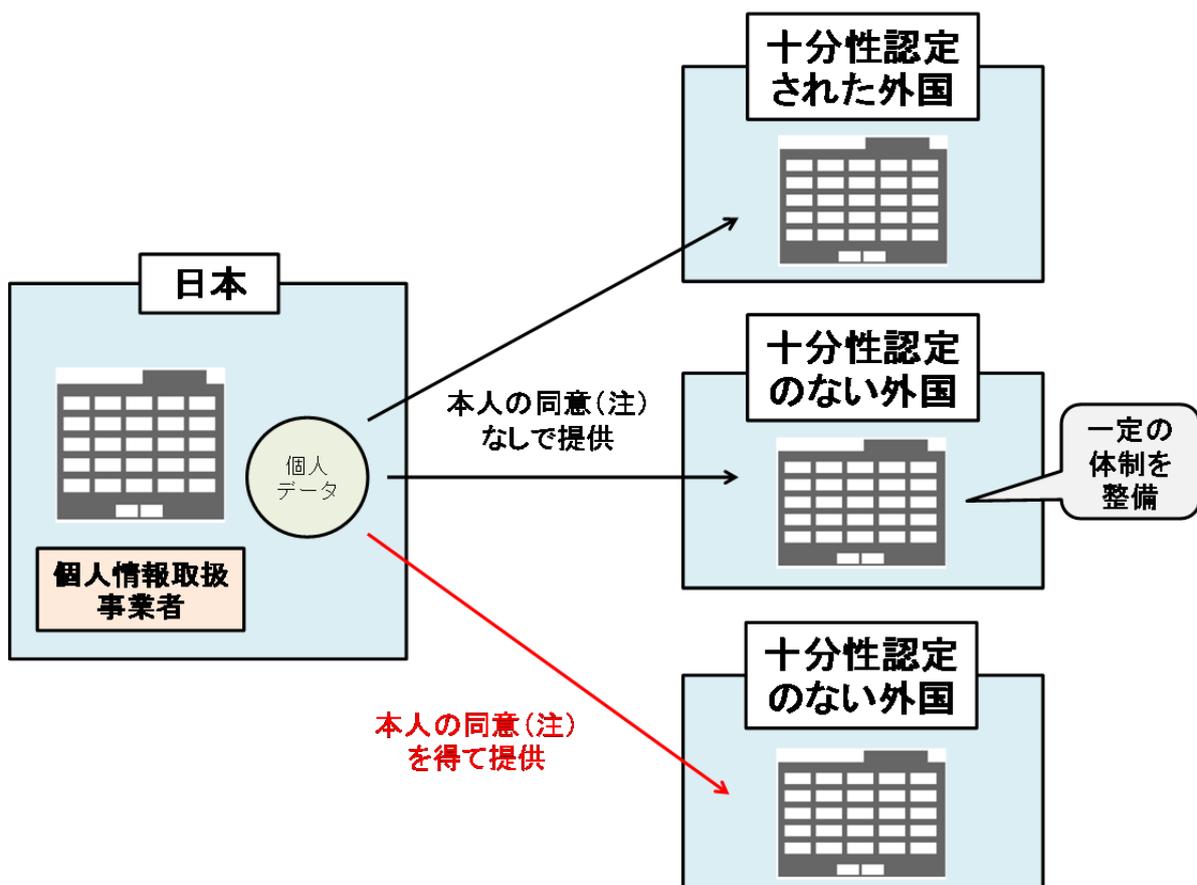
(出所) 法令より大和総研作成

個人情報取扱事業者がオプトアウトによって個人データの第三者提供を行う場合（シリーズレポート③Q-2参照）は、個人情報保護委員会に届け出る必要があるが、「外国にある個人情報取扱事業者」が届出を行う場合は、国内に住所を有する者に、届出に関する一切の行為につき当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合、当該代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

Q3：外国にある第三者には個人データを自由に提供してもいいの？

A3：①第三者がわが国から充分性認定（Q3-bで後述）を受けた国にある場合、②第三者が一定の体制を整備している場合（Q3-cで後述）、③図表5に該当する場合のいずれかに該当する場合を除き、個人情報取扱事業者は外国にある第三者に個人データを提供する際は、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。

図表4 外国にある第三者に個人データを提供する場合



(注) ここでいう本人の同意とは、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を指す。
(出所) 法令より大和総研作成

個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供する際は、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない（①第三者がわが国から十分性認定を受けた国にある場合、②第三者が一定の体制を整備している場合、③図表 5 に該当する場合を除く）。

図表 5 外国にある第三者への個人データ提供時に本人の同意が必要ない場合

場合		例
①	法令(外国の法令を除く)に基づく場合	警察の捜査に応じる場合
②	人の生命、身体または財産の保護のために必要がある かつ 本人の同意を得ることが困難	海外で海外旅行保険の契約者に保険事故が発生し緊急の対応を要する際に保険者が委託をしている現地のクレームエージェントに情報提供を行う場合
③	公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある かつ	児童虐待のおそれのある家庭情報を児童相談所等が共有する必要がある場合
④	国の機関等の法令の定める事務の遂行に事業者が協力する必要がある かつ 本人の同意を得ることで事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある	一般統計調査等に回答する場合

(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」より大和総研作成

よって、外国にある第三者に個人データを提供する場合、原則としては、委託、事業承継、共同利用に伴う提供であっても、本人から外国にある第三者への提供に関する同意を得る必要がある。あらかじめ本人からの同意が必要となるため、このような場合においてはオプトアウトによる提供は認められない。

また、本人から、ただ「第三者」への個人データの提供に関する同意を得ていたというだけの場合、国内の第三者への提供は可能だが、外国にある第三者への提供時には、「外国にある第三者」への個人データの提供に関する同意を改めて得る必要があることには注意が必要である。

Q 3 - a : 日本企業の現地支店も外国にある第三者に該当するの？

A 3 - a : 日本企業が、外国の法人格を取得している現地子会社に個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当するが、現地の事業所、支店など同一法人格内での個人データの移動の場合は「外国にある第三者」には該当しない。

「外国にある第三者」とは、個人データの提供元である個人情報取扱事業者と当該個人データの本人以外の外国にある者を指し、外国政府などもこれに含まれる。

個人データの提供先が法人の場合は、提供元の個人情報取扱事業者と別の法人格を有するかどうかで第三者に該当するか否かを判断する。

日本企業が、外国の法人格を持つ現地子会社に個人データを提供する場合は、「外国にある第三者」に該当するが、現地の事業所、支店など同一法人格内での個人データの移動の場合は「外国にある第三者」には該当しない。

例えば、外資系企業の日本法人が、外国にある親会社に個人データを提供する場合、提供先である外資系企業は外国の法人格を持つため、外国にある第三者に該当する。

また、外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、日本国内に事務所を設置し、個人情報データベース等を事業の用に供している場合等は、その外国法人は「個人情報取扱事業者」に該当する。このような個人情報取扱事業者に該当する外国法人へのデータ移転の場合、個人データの域外移転ではなく域内移転となり、「外国にある第三者」には該当しない。

例えば、日系企業の東京本店が、外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合、当該外資系企業の東京支店は「個人情報取扱事業者」に当たり、「外国にある第三者」ではない。

Q 3 - b : 十分性認定って何？

A 3 - b : 十分性認定とは、個人の権利利益を保護する上でわが国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として認めることを指す。具体的には、図表 6 のすべてに該当する外国として、個人情報保護委員会が定める国に対して十分性認定が発効される。

十分性認定とは、個人の保護上、わが国と同等の水準の個人情報保護に関する制度を有している外国として認めることを指す。図表 6 をすべて満たし、個人情報保護委員会が定める国に対して十分性認定が発効される。

図表 6 十分性認定に係る要件

①	法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足る状況にあること
②	個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること
③	わが国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること
④	個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、わが国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること
⑤	①～④のほか、当該外国に十分性認定を与えることが、わが国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

(出所) 法令より大和総研作成

2019年3月現在は唯一 EU のみが十分性認定の対象国となっている³。つまり、個人情報取扱事業者が、EU 域内の第三者に個人データを提供する場合、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得ずに提供することができるということである。そのため、十分性認定の対象国である EU には、オプトアウトによる個人情報の第三者提供を行うことができる。

この十分性認定は、一度発効すれば以後必ず適用され続けるものというわけではない。個人情報保護委員会は、必要に応じて、十分性認定がされた国に対する同意なしで提供できる個人データの制限を行ったり、調査を行ったりすることができる。また、図表 6 に示す要件に該当しなくなったと認める国などに対しては、十分性認定を取り消すこともできる。

Q 3 - c : 一定の体制を整備って何をすればいいの？

A 3 - c : 一定の体制を整備とは、

- ①個人データの取扱いについて適切かつ合理的な方法で個人情報保護法第 4 章第 1 節の規定(後述)の趣旨に沿った措置の実施が確保されている
- ②個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を有するといういずれかの基準に適合する体制を整備することを指す。

個人情報保護法第 4 章第 1 節の規定とは、個人情報の取得・利用・第三者提供に関する規定であり、これまでのシリーズレポート①～③で整理してきた規定である。「適切かつ合理的な方法」でこの規定の趣旨に沿った措置が実施されているか、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていることが求められている。

ここでいう「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断する必要があるが、外国にある第三者が、わが国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法でなければならない。

例えば、外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合は、提供元と提供先間の契約、確認書、覚書等によって、提供先である「外国にある事業者」が継続的に個人情報保護法に沿った措置を講ずることを担保するといった方法が考えられる。

「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」とは、国際機関等において合意された規律に基づき権限のある認証機関等が認定するものをいい、個人情報取扱事業者が講ずべきとされている措置に相当する措置を継続的に講ずることのできるものである必要がある。

具体的には、アジア太平洋経済協力 (APEC) の越境プライバシールール (CBPR) システムの

³ なお、英国が EU を離脱した場合も、日英間の相互の十分性認定は継続される (個人情報保護委員会「英国の EU 離脱に係る対応について」(2019年3月15日)より)。

認証がこれに該当する。CBPR システムとは、APEC がアジアにおける電子商取引を促進するために 2004 年に採択した「APEC プライバシー原則」への適合性を認証する制度である。この認証を得るためには、事業者は自己審査を行うとともに、認証機関⁴に申請を行い、当該認証機関から各種審査を受ける必要がある。CBPR システムの認証を受けることで、個人データの国境を越えた扱いについて一定の水準以上にあるとされ、本人からの外国にある第三者への個人データ提供に関する同意なしで、外国にある第三者への個人データの提供が可能となる。このような場合には、オプトアウトによる個人情報の第三者提供を行うことができる。

なお、CBPR の認証を取得している事業者は、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を第三者との間で整備している必要がある。よって、CBPR の認証を取得した国内事業者が、個人データを外国にある第三者に提供し、その外国にある第三者が国内事業者に代わって個人情報を取り扱う場合等は、前述の「適切かつ合理的な方法」で個人情報保護法第 4 章第 1 節の規定に沿った措置が実施されるとみなされる。

Q 4 : 外国にある第三者に個人データを提供したときも記録義務はあるの？

A 4 : 外国にある第三者に個人データを提供した際に記録義務が生じるか否かは図表 7 の通りである。

図表 7 外国にある第三者に個人データを提供したときの記録義務の有無

	提供の種類	記録義務	
①	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ている場合 (②の場合を除く)	○	
②	わが国から充分性認定(Q3-b)を受けている国として定められた国の第三者へ提供する場合で	図表8に該当する場合	-
	または 個人情報の扱いについて一定の体制を整備している(Q3-c) 第三者へ提供する場合で	図表8に該当しない場合 (注2)	○
③	図表5に該当する場合	-	

(注 1) 記録義務の作成方法や記録事項等は、国内における第三者提供の場合と同様である。

(注 2) 本人の同意に基づく場合、オプトアウトによって第三者提供を行う場合がこれに当たる。

(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編)」より大和総研作成

⁴ なお、日本における認証機関は「日本情報経済社会推進協会」である。

図表 8 外国にある第三者に個人データを提供したときに記録義務がない場合

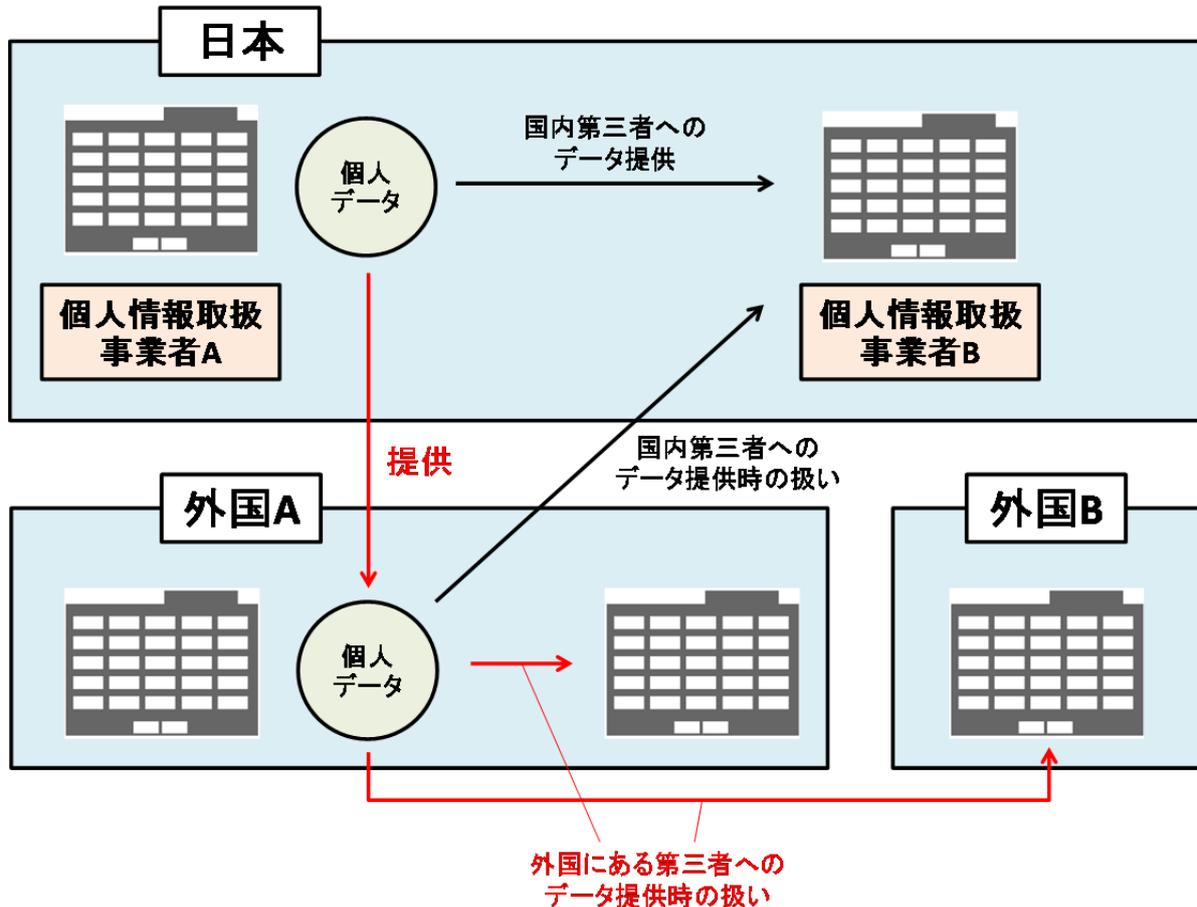
	場合	例
①委託	個人データの取扱いに関する業務の全部または一部の委託に伴って 当該個人データが委託先に提供される場合	商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合
②事業承継	合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴って 当該事業に係る個人データが提供される場合	合併等により、新会社に個人データを提供する場合
③共同利用	特定の者との間で個人データを共同利用することに伴って 共同利用者に当該個人データが提供される場合	子会社との間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」より大和総研作成

Q 5 : 外国にある第三者がさらにデータの再移転をした場合の扱いは？

A 5 : 再移転先の第三者が、日本以外の国にある場合は、日本から外国にある第三者に個人データを提供するときと同じ措置を取る必要がある。一方、再移転先の第三者が日本国内にある場合は、個人情報取扱事業者が国内の第三者に個人データを提供する場合と同じ措置を取らなければならない。

図表 9 外国にある第三者に提供された個人データの再移転時の扱い



(出所) 法令より大和総研作成

個人情報取扱事業者から個人データを提供された「外国にある第三者」が、①同一国内にある別の第三者に、もしくは②別の日本以外の外国にある第三者に個人データを提供する場合は、日本から外国にある第三者に個人データを提供するときと同じ措置を取る必要がある。

一方、同じく「外国にある第三者」が、③日本国内の第三者に個人データを提供する場合は、個人情報取扱事業者が国内の第三者に個人データを提供する場合と同じ措置を取る必要がある。

Q 6 : GDPR と個人情報保護法の違いや関係は？

A 6 : GDPR と個人情報保護法には個人データの本人が持つ権利（忘れられる権利、データポータビリティの権利等）や罰金の額等、いくつか大きな違いがある（図表 10）。ただし、EU から日本が十分性認定を受ける際に、EU 域内の個人データを日本の個人情報取扱事業者が扱う際に、追加で従わなければならない規則として、GDPR と個人情報保護法の差異を一部埋める「補完的ルール」が定められている。

図表 10 GDPR と個人情報保護法の違い（一部）

		個人情報保護法	GDPR
定義	期間	6ヶ月以内に消去することになっている個人データは、「保有個人データ」に該当しない	期間に関する規定なし
	要配慮個人情報	本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等	人種的・民族的な出自、政治的な意見、信条、 労働組合への加入 、遺伝子データ、生体データ、健康に関するデータ、 性生活・性的指向に関するデータ
本人の同意が必要な場合		第三者に提供するとき	取扱いをするとき (取得・利用・第三者提供等)
本人による同意の撤回		規定なし (不正利用時のみ利用停止等が可能)	いつでも撤回することが可能
オプトアウトによる第三者提供		可能	不可能
忘れられる権利 (データを消去してもらう権利)		不正利用時のみ	同意を撤回した場合等でも可能
データポータビリティの権利		規定なし	同意に基づく取扱いであり、その取扱いが自動化された手段で行われる場合に保障される
記録義務		第三者提供をしたとき、受けたとき	取扱いをするとき (管理者等のみ)
罰金 (最大)		100万円	2000万ユーロか売上総額4%のうち いずれか高い方

(注) 赤字が両者の間で異なる点。

(出所) 法令より大和総研作成

一般データ保護規則 (GDPR) と個人情報保護法には、いくつか大きな違いがある (図表 10)。まず、個人情報保護法では本人の同意が必要な場合は、保有個人データの第三者提供時に限られるが、GDPR では個人データの取扱い (収集、記録、編集、構成、記録保存、修正、変更、検

索、参照、使用、送信による開示、配布、整列、結合、制限、消去、破壊など）をするとき全てである。

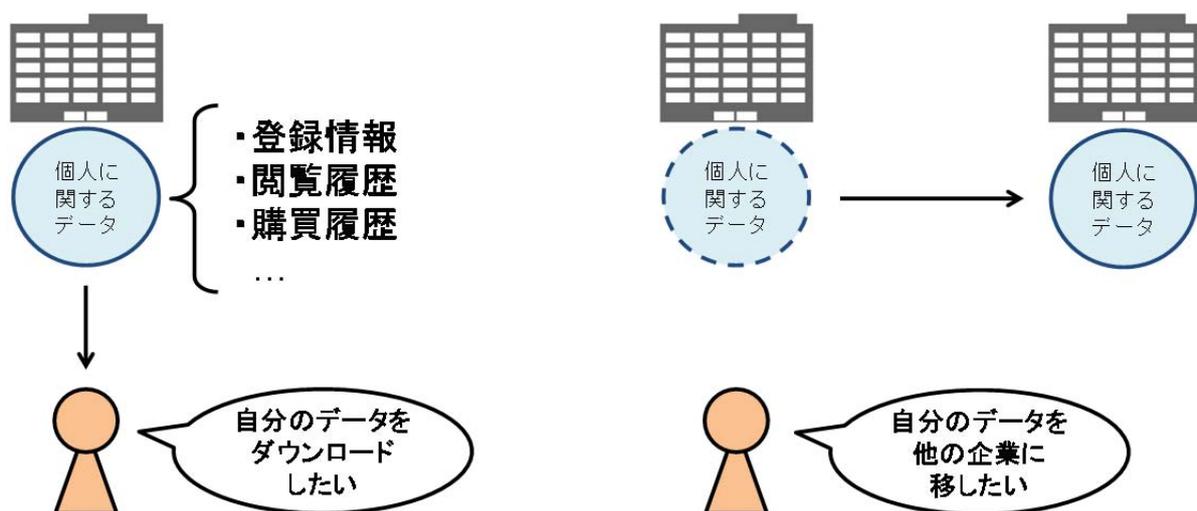
また、本人が同意を撤回したい場合、GDPR ではいつでも撤回することが可能である。個人情報保護法では同意の撤回に関する規定はなく、不正利用時のみ、個人データの利用停止等を請求することができる。

以上のほか、GDPR と個人情報保護法の特に重要な差異は個人の自分のデータに対する権利であると考えられる。具体的には、「忘れられる権利」と「データポータビリティの権利」である。

「忘れられる権利」とは、自分の個人データを消去してもらい権利のことを指す。個人情報保護法では、個人情報取扱事業者が不正にデータを扱っている場合のみ、データの消去をしてももらうことができる（なお、データが間違っている場合も訂正・追加・削除をすることが可能）。一方、GDPR では、個人データの取扱いに関する同意を撤回することによってデータの消去をしてももらうことが可能であり、より要件が軽い（＝忘れられる権利が強い）。

「データポータビリティの権利」とは、事業者が保有する個人データを再利用をしやすい形で本人に還元する、もしくは他の事業者に移管できる機能・権利のことを指す。GDPR ではこのデータポータビリティの権利について規定されており、個人データの取扱いが同意に基づくものであり、自動化された手段で行われている場合に、権利を有するとされている。一方、個人情報保護法では特に規定はない。なお、わが国でもデータポータビリティの権利について、検討が行われている（経済産業省・総務省「データポータビリティに関する調査・検討会」）。

図表 11 データポータビリティの権利



(出所) 大和総研作成

GDPR の特徴として、罰金の高さも挙げられる。最大の罰金額は「2000 万ユーロか売上総額 4%のうち、いずれか高い方」であり、大規模なデジタル・プラットフォーマーが高額な制裁金を命じられたという報道も印象的であった。一方、個人情報保護法における罰金の最大額は 100 万円であり、GDPR と比べるとかなり低いことが分かる。

先述の通り、日本と EU の間では充分性認定が相互に発効したが、その際にこうした GDPR と個人情報保護法の差異を埋めるべく、「補完的ルール」が発効している。補完的ルールとは、日本の個人情報取扱事業者が、EU から域外移転された個人データを取り扱う場合に従うべきルールであり、より高い水準の個人情報保護を求めている（図表 12）。

図表 12 補完的ルール

	内容
①要配慮個人情報の範囲拡大	要配慮個人情報に、「性生活」、「性的指向」、「労働組合に関する情報」を追加
②保有個人データの範囲拡大	「6ヶ月以内に消去することになっている個人データ」も、保有個人データとする
③利用目的の確認・記録	日本法人が充分性認定に基づきEU域内の個人データを提供される場合、提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する
④第三国への再移転の規定	充分性認定に基づきEU域内から提供された個人データを、さらに第三国に移転する場合は、原則として、移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ本人の同意を得る必要がある
⑤匿名加工情報の範囲縮小	充分性認定に基づきEU域内から提供された個人情報は、加工方法等情報を削除することで、「匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り」、匿名加工情報とみなす

（出所）個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」および法令等より大和総研作成

ただし、補完的ルールにおいても、同意の撤回や「忘れられる権利」、「データポータビリティの権利」等については規定されておらず、完全に GDPR 並みの水準に達するものとは言えないだろう。

EU から日本への充分性認定は、4 年毎に見直しが行われるとされている。今回は補完的ルールによって、ある種例外的に充分性認定を得たと言える。個人情報保護法も 3 年毎に見直しを行うとしており、次回の 2020 年の改正時に、個人情報保護法を GDPR 並みの高い水準にするような改正が行われる可能性もないとは言えない。今後の動向に注意が必要である。

【今後のシリーズレポートタイトル予定】

今さら聞けない個人情報保護法の Q & A ⑤
～金融関連分野での扱いはどうなっているの？～